

新生児の子育てを応援します！

令和4年度第1回野々市市
子ども・子育て会議 資料6-4



《野々市市新生児用品購入支援事業・期間限定》

ののいち子育て応援券×2のお知らせ

市内の指定事業者において新生児用品などの購入を補助する助成券（ののいち子育て応援券）をコロナ禍における物価高騰対策として増額します。

◆対象児童 ①から③のすべてを満たす児童が対象です。

- ①令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生まれた新生児
- ②出生により野々市市の住民基本台帳に登録
- ③出生日から申請日までの間引き続き市内に住所があること

◆申請者

申請時点において対象児童と同居している父又は母

◆交付額 ※複写はできません。

対象児童一人につき 12,000 円分 1 回限り
(又は 6,000 円分 × 2 冊)

◆利用できる店舗

市内指定事業者（うら面）

◆申請に必要な書類

- ①新生児用品購入支援事業助成券申請書
- ②申請者の本人確認書類の写し

申請期限：令和5年4月28日まで

◆申請受付場所

- ①野々市市役所子育て支援課（1階3番窓口）
- ②郵送可（野々市市役所子育て支援課宛）

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市健康福祉部子育て支援課子育て支援係 TEL 076-227-6077

番号		店舗名称	店舗所在地	電話番号
1	総合スーパー	イオン野々市南店	上林4丁目 747 番地	246-8121
2	子ども用品店	西松屋チェーン野々市新庄店	中林1丁目 403 番地	248-2377
3		西松屋チェーン野々市徳用店	徳用3丁目 304 番地	248-1533
4	薬局	ウエルシア野々市御経塚店	御経塚1丁目 537 番地	246-2850
5		ウエルシア野々市横宮店	横宮町 36 番1号	227-4830
6		ウエルシア野々市矢作店	矢作2丁目 122 番地	227-5020
7		キリン堂押野店	押野6丁目 62 番地	294-8003
8		クスリのアオキ扇が丘店	扇が丘 34 番6号	246-2220
9		クスリのアオキ御経塚あやめ店	御経塚3丁目 159 番地	240-4700
10		クスリのアオキ押越店	若松町3番 20 号	227-0677
11		クスリのアオキ新庄店	新庄6丁目 451 番地	248-0003
12		クスリのアオキ菅原店	菅原町 21 番 22 号	294-3001
13		クスリのアオキ野々市中央店	三納1丁目 77 番地	246-0010
14		クスリのアオキ堀内店	堀内4丁目 14 番地	220-6147
15		クスリのアオキ蓮花寺店	蓮花寺町 47 街区 20 番	080-3438-4650
16		ゲンキー扇が丘店	扇が丘3番 24 号	220-7360
17		ゲンキー押野北店	押野6丁目 48 番地	220-7160
18		ゲンキー新庄店	新庄2丁目 802 番地	220-6320
19		ゲンキー藤平田店	藤平田2丁目3番地	287-3510
20		コメヤ御経塚店	御経塚3丁目 128 番地	269-3000
21		野々市三納コメヤ薬局	三納 2 丁目 155 番地	294-1311
22		スギ薬局野々市中央店	白山町 438 番地	255-7391
23		スギ薬局野々市西店	徳用3丁目 281 番地	220-6470
24		スギ薬局野々市堀内店	西部土地区画整理事業施行地区 31 街区1番	214-6905
25		中部薬品Vドラッグ新庄店	新庄3丁目 65 番地	246-1190
26		中部薬品Vドラッグ野代店	野代1丁目 13 番地1	246-1385
27		中部薬品Vドラッグ扇が丘店	扇が丘8番 48 号	248-5181
28		ディスカウントドラッグコスモス上林店	上林3丁目 65 街区2	218-4563
29		ディスカウントドラッグコスモス蓮花寺店	西部土地区画整理事業施行地区 41 街区1番	294-8567
30		ディスカウントドラッグコスモス下林店	下林4丁目 572 番地	294-9001

<ご注意>

1. ののいち子育て応援券は券面記載の有効期限(発行日から6か月間有効)があります。
2. 野々市市内の指定事業者に限り使用可能です。指定事業者は予告なく変更する場合があります。
3. 盗難・紛失・滅失に対して再発行できません。現金と交換することはできません。
4. 指定事業者受領日付印欄の記入済みのものは使用できません。
5. 本券を第三者へ交換又は、売買、譲渡などは行わないでください。
6. お釣りは出ません。1,000 円以上の際にご使用ください。
7. 商品返品の際に、返金はできません。
8. 乳幼児用品のほか、食品、衣料品、日用品等にも使用できますが、次に掲げる物品については、対象外となります。

・出資や債務、手数料の支払い ・商品券等換金性の高いもの ・たばこ ・保険診療の対象となる一部負担金

・特定の宗教・政治団体とかかわるものや公序良俗に反するもの ・指定事業者が指定するもの

・その他市が指定するもの